

# 浦安市立入船小学校 P T A 会 則

## 第 1 章 名 称

### 第 1 条

本会は「浦安市立入船小学校 P T A」と称し、事務所を入船小学校内に置きます。

## 第 2 章 目 的

### 第 2 条

1. 本会は児童の健全な成長と幸福を図ることを目的とします。
2. 本会は保護者と教職員がお互いに協力して、児童の教育活動の充実を図ることを目的とします。
3. 本会は学校および地域社会の教育環境の改善に努めることを目的とします。
4. 本会は会員相互の研修や親睦を図ることを目的とします。

## 第 3 章 方 針

### 第 3 条

1. 本会は教育を本旨とする民主的な教育団体として活動します。
2. 本会は児童の教育および福祉のために活動する他の機関や団体と協力します。
3. 本会は特定の政党や宗教を支持しません。
4. 本会の名称または役員名で公職の選挙に立候補したり、候補者の推薦をしたりしません。
5. 本会は教育的諸問題について討議し、意見を提出します。
6. 本会は他からの一切の干渉を受けません。

## 第 4 章 活 動

### 第 4 条

本会は第 2 条の目的を達成するために次の活動を行います。

1. 良い保護者、良い教職員となるための学習活動を行います。
2. 教育環境を整備充実させるための活動を行います。
3. 児童の健全育成のために他の機関や団体と協力します。
4. 会員相互の親睦および連携を図る活動を行います。
5. その他本会の目的を達成するための活動を行います。

## 第5章 会 員

### 第5条

1. 本会は入船小学校の保護者と教職員をもって組織します。
2. 本会の会員はすべて平等の権利と義務を有します。

## 第6章 組 織

### 第6条

本会に次の機関を置きます。

1. 総会
2. 運営委員会
3. 専門部
4. 学年委員会
5. 学級委員会
6. 学級会
7. 特別委員会
8. 市P連スポーツ大会実行委員会担当部

### 第7条

本会に次の役員、会計監査および委員を置きます。

本 部 役 員			
執 行 部	1. 会 長	1名	保護者
	2. 副会長	5名以上	保護者4以上・教職員1
	3. 書 記	4名	保護者3・教職員1
	4. 会 計	2名	保護者2
	5. 会計監査	3名	保護者2・教職員1
	6. 市P連	3名以上（1～4の中から兼務）	保護者

委 員			
1. 学年活動部員	各学年2名以上	保護者	
2. 専門部長	各部1名	保護者	
3. 専門部員	安全指導部	各学級1名	保護者
	広報部、文化部	各部6名以上	
	各部1名以上	教職員	
4. 市P連スポーツ大会実行委員	出場種目につき1名以上	保護者	
5. 青少年補導員	1名	保護者	
6. 青少年相談員	1名	保護者	
7. 社会福祉協議会推進委員	1名	保護者	

※わかしお学級については、希望により学年活動部、専門部・専門委員会への配置を認める。

## 第8条

1. 総会は最高の議決機関であり、全会員をもって構成し、議長を選出し、次のことを議決します。

- (1) 役員および会計監査の承認
- (2) 活動方針および予算の承認
- (3) 活動報告および決算報告の承認
- (4) 会則の改廃
- (5) 会費の変更
- (6) その他の重要事項

2. 総会は、定期総会と臨時総会とし、定期総会は毎年5月末までに開催します。

3. 臨時総会は、運営委員会が必要と認めるときまたは会員の6分の1以上の要求があったときに開催します。

4. 総会は、書面（電磁的記録を含む）により開催します。

会員の3分の1以上の意思表示により成立し、意思表示者の過半数の同意を得て議決します。ただし、会則の改廃については意思表示者の3分の2以上の同意を必要とします。

## 第9条

1. 運営委員会は総会に次ぐ議決機関であり、役員、および教職員代表を構成員とし、必要に応じて会合し、次のことを議決します。

各専門部代表は議決権を有しないものとし、必要に応じて運営委員会への参加を認めます。

- (1) 本部役員より提出された議案
- (2) 総会で委任された事項
- (3) 専門部および特別委員会の設置、廃止およびそれらの活動内容ならびに特別委員会への委嘱
- (4) 細則の制定、変更および廃止、予備費及び積立金の使用承認
- (5) 必要な場合の欠員役員または会計監査の補充、会の運営に関するその他の事項
- (6) その他、緊急事項への対処

2. 運営委員会は本会の運営にあたります。

3. 運営委員会は特別委員会代表および必要と認められた者の出席を認めます。

## 第10条

専門部は専門部員をもって構成し、それぞれの部門の活動を行います。

## 第11条

学年委員会及び学級委員会は、当該学年の委員及び教職員をもって構成し、学年や学級の連絡調整および円滑な運営を図るために、必要に応じて開催します。

## 第12条

学級会は当該学級の保護者および教職員をもって構成し、必要に応じて開催します。

## 第13条

役員等選考委員会は役員および教職員をもって構成し、次年度の役員および会計監査の候補者を選考し、その結果を総会に報告します。役員等選考委員会の運営については細則で定めます。

## 第14条

特別委員会は運営委員会で委嘱された委員によって構成し、運営委員会から委任された事項を審議、検討、または執行します。

## 第15条

学校長は、本会与学校運営上の調整などについて、各会議に出席し、意見を述べることができます。

## 第16条

役員、委員（会計監査、市P連スポーツ大会実行委員、青少年補導員、青少年相談員、社会福祉協議会推進委員を除く）の任期は1年とし、再任を妨げません。ただし、欠員による補充の場合には前任者の残任任期とします。

また保護者役員の場合には、役職連続の限度は3年とします。

## 第17条

役員、会計監査および委員の任務は次のとおりとします。

1. 会長は次の職務を執行します。
  - (1) 本会を代表し会務を執ります。
  - (2) 総会、運営委員会を招集します。
  - (3) 会則、細則、ならびに総会および運営委員会の議決に基づいて会務を執行します。
2. 副会長は会長を補佐し、必要ある時は会長の代理を務めます。
3. 書記は会議の記録ならびに関係文書の作成、配付、保管にあたります。
4. 会計は本会経理の一切を処理します。
5. 会計監査は本会会計事務を監査し、総会に報告します。
6. 市P連担当役員は市P連事務局活動と本会との連絡、調整を行います。
7. 専門部長は専門部員を統括し、専門部会の議長となります。
8. 専門部員は当該部門の活動を行います。
9. 市P連スポーツ大会実行委員会担当部は、当該部門の活動を行います。
10. 青少年補導員、青少年相談員、社会福祉協議会推進委員は当該部門の活動を行います。

## 第7章 役員、会計監査および委員の選出

### 第18条

役員、会計監査および委員の選出は次のとおりとします。

1. 役員及び青少年補導員、青少年相談員、社会福祉協議会推進委員は、役員等選考委員会において候補者を全会員より選考します。  
ただし、会計監査は本部役員経験者から選考委員会が選考します。  
その後、総会にて承認を得ます。
2. 学年活動部員および保護者側の専門部員は各学級の保護者より選出し教職側の専門部員は教職員より選出します。
3. わかしお学級からは学年活動部員、専門部員は原則選出しないものとする。但し、わかしお学級保護者の希望により、その選出を認めます。
4. 専門部長は、各専門部員の互選で選出します。
5. 市P連スポーツ大会実行委員は、原則、スポーツ大会参加者の中から選出します。

## 第8章 会計

### 第19条

1. 本会の経費は、会費その他をもって充てます。
2. 本会の会費は、1家庭につき定額とします。会費の額、その他の事項については本部役員で審議し、運営委員会および総会で議決します。

### 第20条

本会の会計年度は4月1日に始まり、翌年3月31日に終わります。

## 第9章 その他

### 第21条

すべての資料の保存は、原則3年とします。  
廃棄方法については、各部・委員会に一任とします。

## 第10章 付則

### 第22条

- (1) 本会則は、平成27年(総会開催日)より実施します。
- (2) 本会則は、平成28年(総会開催日)より実施します。
- (3) 本会則は、平成30年(総会開催日)より実施します。
- (4) 本会則は、令和2年(総会開催日)より実施します。
- (5) 本会則は、令和6年(総会開催日)より実施します。
- (6) 本会則は、令和7年(総会開催日)より実施します。

## 運営委員会運営 細則

### 第1条

この細則は会則第6章9条に基づき、運営委員会を適正かつ円滑に運営するために定めま  
す。

### 第2条

本委員会は、構成員の3分の2以上の出席により成立し、出席者の過半数の賛成により決議  
します。  
また、書面（電磁的記録を含む）により開催する場合は、構成員の過半数の賛成により決議  
します。

### 第3条

運営委員会の議長は、会長または会長の指名した者とします。

### 第4条

付則

- (1) この細則は、平成27年(総会開催日)より実施します。
- (2) この細則は、平成28年(総会開催日)より実施します。
- (3) この細則は、令和2年(総会開催日)より実施します。

(4) この細則は、令和7年(総会開催日)より実施します。

## 市P連スポーツ大会実行委員会担当部 細則

### 第1条

この細則は会則第6章第6条、7条、17条および第7章第18条に基づき、市P連スポーツ大会を適正かつ円滑に運営するために定めます。

### 第2条

委員の任期は継続して2年とします。

### 第3条

委員はスポーツ大会参加者の中より選出され、再選を妨げません。また、任期中にやむを得ない事情で欠員が出た時は速やかに補充します。

その場合の任期は、当該欠員補充年度を含む2年とします。

### 第4条

委員は、副会長と連携して活動します。

### 第5条

付則

(1) この細則は、平成27年(総会開催日)より実施します

(2) この細則は、平成28年(総会開催日)より実施します。

## 青少年補導員、青少年相談員、社会福祉協議会推進委員 細則

### 第1条

この細則は、会則第6章第7条に基づき、青少年の健全育成を図ることや、地域の人々との交流を図ることを目的とし、地域での活動に、積極的に参加するために定めます。

### 第2条

青少年補導員の任期は2年、青少年相談員の任期は3年、社会福祉協議会推進委員の任期は2年とし、再選を妨げません。

### 第3条

各委員は、役員等選考委員会において、候補者を全会員より選考します。

その後、総会にて承認を得ます。また、任期中にやむを得ない事情で欠員が出た場合は、速やかに補充します。その場合の任期は、当該欠員補充年度を含む任期とします。

### 第4条

付則

(1) この細則は、平成27年(総会開催日)より実施します。

(2) この細則は、平成28年(総会開催日)より実施します。

# 役員等選考委員会運営 細則

## 第1条

この細則は会則第6章第13条に基づき、役員等選考委員会を適正かつ円滑に運営するために定めます。

## 第2条

本委員会は、委員長を置くものとし、構成員の互選により選出します。

## 第3条

役員等候補者の選出方法は、会員の自薦・他薦により候補者を募り、それらを含めて選考にあたります。

その他、選考に関する細部については、本委員会構成員の合議によります。

## 第4条

本委員会は、会議の内容を他に洩らしてはなりません。

## 第5条

本委員会の構成員で候補者として選考された者は、自動的に本委員会の構成員ではなくなります。

## 第6条

原則として、役員等の選考は2月末までに終了します。

ただし、本委員会の解散は、役員総会の承認によるものとします。

## 第7条

付則

- (1) この細則は、平成27年(総会開催日)より実施します。
- (2) この細則は、令和6年(総会開催日)より実施します。

# 専門部 細則

## 第1条

この細則は、会則第6章第7条、10条、17条および第7章第18条に基づき、専門部を適正かつ円滑に運営するために定めます。

## 第2条

専門部として次の各部を置きます。

1. 広報部…PTA活動の広報を担当し、広報誌を発行します。
2. 文化部…会員相互および他の機関や団体との親睦を深めるために、芸術および読み聞かせに関連する活動を行います。
3. 安全指導部…児童の学校内外における健全育成および、安全対策に関する活動を行います。

## 第3条

各部の定数は、前年度の本部役員にて審議し、決定します。

## 第4条

付則

- (1) この細則は、平成27年(総会開催日)より実施します。
- (2) この細則は、平成28年(総会開催日)より実施します。

# 広報誌に関する 細則

## 第1条

広報誌はPTA活動に関する広報、啓発のみならず、児童の様子を伝えるために広報部員が作成するものとします。

## 第2条

作成にあたっては個人情報の取扱い等に留意するため、下記のとおり行います。

1. 集合写真を掲載するなど個人が特定されないよう配慮します。
2. 原則として写真と氏名を併せて掲載することは避け、いずれか一方のみとします。
3. 写真と氏名を併せて掲載する場合は、発行前に保護者の承諾を得ることとします。

## 第3条

付則

- (1) この細則は、平成27年(総会開催日)より実施します。
- (2) この細則は、平成28年(総会開催日)より実施します。
- (3) この細則は、平成30年(総会開催日)より実施します。

# 個人情報取扱 細則

## 第1条

本会が保有する個人情報の適正な取扱いと活動の円滑な運営を図るため、個人の権利・利益を保護することを目的に、運営委員会は、個人情報データベースの取扱いについて「個人情報取扱規則」と「個人情報保護方針」を定めることとします。

## 第2条

付則

- (1) この細則は、令和2年(総会開催日)より実施します。
- (2) この細則は、令和6年(総会開催日)より実施します。

# 慶弔規定

## 第1条

本会の会員の慶弔については、下記の通りとします。

1. 会員および本校在学児童の傷病(入院1ヶ月以上) ——— 金 5,000円
2. 会員および本校在学児童の死亡 ————— 金 10,000円
3. 教職員の配偶者、実子の死亡 ————— 金 5,000円

4. 教職員の結婚 \_\_\_\_\_ 金 5,000 円  
5. 転退職餞別 \_\_\_\_\_ 花束 等  
6. その他、必要と認められることについては、役員会で協議します。

付則

- (1) この規定は、平成27年(総会開催日)より実施します。  
(2) この規定は、平成28年(総会開催日)より実施します。